

電話再診による処方せん発行の終了のお知らせ

厚生労働省の新型コロナウイルス感染防止の観点から、特例措置として電話受診による処方せんの発行が認められておりましたが、この特例措置が2023年7月31日を以って終了となる通達が出されました。

それに伴い、当センターでの**電話受診での処方せんの発行は2023年7月31日（月）を以って終了**とさせていただきます。

処方せんの発行は従来通り外来を予約し、医師との対面診察をした場合のみとなりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

※オンライン診療での処方可能ですので、主治医にご相談ください。